

公益社団法人 日本キャンプ協会 会員規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、会員に関し必要な事項を定めるものである。

(正 会 員)

第 2 条 本会の目的に賛同する個人の普通会員で総会によって承認された者は、正会員となる事が出来る。
2 第1項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(普通会員)

第 3 条 本会の目的に賛同する個人または団体は、会長の承認を得て普通会員となる事が出来る。

(賛助会員)

第 4 条 本会の事業を賛助する個人または団体は、会長の承認を得て賛助会員となる事が出来る。

(名誉会員)

第 5 条 本会に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者は、会長の承認を得て名誉会員となる事が出来る。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする個人又は団体は所定の入会申込書を提出しなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 正会員及び普通会員、若しくは賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会で決定された額を支払う義務を負う。但し、総会で承認された正会員（個人の普通会員）は正会員の額を支払うこととする。
2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(入 会 金)

第 8 条 定款第7条に定める入会金は、以下のとおりとする。

(1) 正 会 員	5, 000円	
(2) 普通会員	5, 000円	普通会員（団体） 10, 000円
(3) 賛助会員	10, 000円	
(4) 名誉会員	免除	

(年 会 費)

第 9 条 定款第7条に定める年会費は、以下のとおりとする。

(1) 正 会 員	3, 000円	
(2) 普通会員	3, 000円	普通会員（団体） 10, 000円
(3) 賛助会員	30, 000円（1口）	
(4) 名誉会員	免除	

(会員の権利)

第10条 会員はキャンプを普及する喜びを享受するほか、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 本会主催の事業への参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への参加
- (3) 地域における交流事業及び国際交流事業への参加
- (4) 機関紙の收受
- (5) 各種情報及び資料の提供

(会費の納入)

第11条 第8条の入会金及び第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、50%以下を法人の管理運営のために使用する。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であつて、かつ、催促に応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第13条 会員は、いつでも退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

(正会員の除名)

第14条 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
 - (3) 正会員としての重要な義務を履行しないとき
 - (4) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会長は当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(普通会員、賛助会員、名誉会員の除名)

第15条 普通会員、賛助会員又は、名誉会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき
- (4) その他正当な事由があるとき

(細 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改 廢)

第17条 この規程の改廢は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、2018年6月9日から施行する。